

住民記録システム

機能・帳票要件(第3.0版)_帳票一覧

帳票ID	帳票名称	利用区分	実装区分			機能・帳票要件との対応	参照シート		備考
		内/外	指定都市	中核市	一般市区町村		シート名	シート概要	
0010001	住民票の写し	外部	◎	◎	◎	20.1.1	0010001_住民票の写し(日本人住民)のレイアウト	住民票の写し(日本人住民)のレイアウトを示したシート。	
0010001	住民票の写し	外部	◎	◎	◎	20.1.1	0010001_住民票の写し(外国人住民)のレイアウト	住民票の写し(外国人住民)のレイアウトを示したシート。	
0010001	住民票の写し	外部	◎	◎	◎	20.1.1	0010001_住民票の写し(日本人住民)の考え方	住民票の写し(日本人住民)のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	※ 以降の例で示すレイアウトにおける記載内容は、あくまで各項目における記載方法を示す趣旨で記載していることから、各項目の記載内容が整合しない場合があり得る。 ※ 令第15条で住民票の写し等を交付する場合には、当該住民票の写し等の末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならない旨規定されており、要領第2-4-(1)-①-ウ(ア)及び(イ)で、認証文の例が示されている。
0010001	住民票の写し	外部	◎	◎	◎	20.1.1	0010001_住民票の写し(日本人住民)のレイアウト(複葉)	住民票の写し(日本人住民)のレイアウトについて、複葉の場合の記載の例示を示したシート。	
0010001	住民票の写し	外部	◎	◎	◎	20.1.1	0010001_住民票の写し(外国人住民)の考え方	住民票の写し(外国人住民)のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	
0010002	住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	外部	◎	◎	◎	20.1.2	0010002_住民票記載事項証明書(日本人住民)のレイアウト	住民票記載事項証明書(日本人住民)のレイアウトを示したシート。	
0010002	住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	外部	◎	◎	◎	20.1.2	0010002_住民票記載事項証明書(外国人住民)のレイアウト	住民票記載事項証明書(外国人住民)のレイアウトを示したシート。	
0010002	住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	外部	◎	◎	◎	20.1.2	0010002_住民票記載事項証明書(世帯連記式)のレイアウト	住民票記載事項証明書(世帯連記式)のレイアウトを示したシート。	
0010002	住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	外部	◎	◎	◎	20.1.2	0010002_住民票除票記載事項証明書のレイアウト	住民票除票記載事項証明書のレイアウトを示したシート。	
0010003	住民票の写し(世帯連記式)	外部	◎	◎	◎	20.1.3	0010003_住民票の写し(世帯連記式)のレイアウト	住民票の写し(世帯連記式)のレイアウトを示したシート。	
0010003	住民票の写し(世帯連記式)	外部	◎	◎	◎	20.1.3	0010003_住民票の写し(世帯連記式)の考え方	住民票の写し(世帯連記式)のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	
0010004	住民票の除票の写し	外部	◎	◎	◎	20.1.4	0010004_住民票の除票の写しのレイアウト	住民票の除票の写しのレイアウトを示したシート。	
0010004	住民票の除票の写し	外部	◎	◎	◎	20.1.4	0010004_住民票の除票の写しの考え方	住民票の除票の写しのレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	
0010005	住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)	外部	◎	◎	◎	20.2.1	0010005_住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)のレイアウト	住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)のレイアウトを示したシート。	
0010005	住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)	外部	◎	◎	◎	20.2.1	0010005_住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の考え方	住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	
0010006	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届	外部	◎	◎	◎	20.3.1	0010006_通知の場合の転入届・転居予約の転居届レイアウト	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届・転居予約を利用した転居届のレイアウトを示したシート。	※2, 4ページ目は世帯員が6人以上の場合のみ出力。
0010006	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届	外部	◎	◎	◎	20.3.1	0010006_通知の場合の転入届・転居予約の転居届の考え方	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届・転居予約を利用した転居届のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	※赤字に関しては、届出の任に当たる者による記入を想定。 ※2, 4ページ目は世帯員が6人以上の場合のみ出力。 ※後続業務連携用の用紙(3, 4ページ目)については、必要に応じて出力枚数を調整可能とする。
0010007	転出証明書	外部	◎	◎	◎	20.3.2	0010007_転出証明書のレイアウト	転出証明書のレイアウトを示したシート。	
0010007	転出証明書	外部	◎	◎	◎	20.3.2	0010007_転出証明書の考え方	転出証明書のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	

住民記録システム

機能・帳票要件(第3.0版)_帳票一覧

帳票ID	帳票名称	利用区分	実装区分			機能・帳票要件との対応	参照シート		備考
		内/外	指定都市	中核市	一般市区町村		シート名	シート概要	
0010008	転出証明書に準ずる証明書	外部	◎	◎	◎	20.3.3	0010008_転出証明書に準ずる証明書のレイアウト	転出証明書に準ずる証明書のレイアウトを示したシート。	
0010009	住民票コード通知票	外部	◎	◎	◎	20.4.1	0010009_住民票コード通知票のレイアウト	住民票コード通知票のレイアウトを示したシート。	
0010009	住民票コード通知票	外部	◎	◎	◎	20.4.1	0010009_住民票コード通知票の考え方	住民票コード通知票のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	
0010010	住民票コード変更通知票	外部	◎	◎	◎	20.4.2	0010010_住民票コード変更通知票のレイアウト	住民票コード変更通知票のレイアウトを示したシート。	
0010011	住民票コード修正通知票	外部	◎	◎	◎	20.4.3	0010011_住民票コード修正通知票のレイアウト	住民票コード修正通知票のレイアウトを示したシート。	
0010012	支援措置期間終了通知	外部	◎	◎	◎	20.5.1	0010012_支援措置期間終了通知のレイアウト	支援措置期間終了通知のレイアウトを示したシート。	
0010012	支援措置期間終了通知	外部	◎	◎	◎	20.5.1	0010012_支援措置期間終了通知の考え方	支援措置期間終了通知のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	
0010013	世帯主変更通知書	外部	◎	◎	○	20.5.2	0010013_世帯主変更通知書のレイアウト	世帯主変更通知書のレイアウトを示したシート。	
0010013	世帯主変更通知書	外部	◎	◎	○	20.5.2	0010013_世帯主変更通知書の考え方	世帯主変更通知書のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	
0010014	世帯主変更依頼通知書	外部	◎	◎	○	20.5.3	0010014_世帯主変更依頼通知書のレイアウト	世帯主変更依頼通知書のレイアウトを示したシート。	
0010014	世帯主変更依頼通知書	外部	◎	◎	○	20.5.3	0010014_世帯主変更依頼通知書の考え方	世帯主変更依頼通知書のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	
0010015	住民異動届受理通知	外部	◎	◎	◎	20.5.4	0010015_住民異動届受理通知のレイアウト	住民異動届受理通知のレイアウトを示したシート。	
0010015	住民異動届受理通知	外部	◎	◎	◎	20.5.4	0010015_住民異動届受理通知の考え方	住民異動届受理通知のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	
0010015	住民異動届受理通知	外部	◎	◎	◎	20.5.4	0010015_住民異動届受理通知のレイアウト(複葉)	住民異動届受理通知のレイアウトについて、複葉の場合の記載の例示を示したシート。	
0010016	職権記載等通知書	外部	◎	◎	◎	20.5.5	0010016_職権記載等通知書(日本人住民)のレイアウト	職権記載等通知書(日本人住民)のレイアウトを示したシート。	
0010016	職権記載等通知書	外部	◎	◎	◎	20.5.5	0010016_職権記載等通知書(外国人住民)のレイアウト	職権記載等通知書(外国人住民)のレイアウトを示したシート。	
0010016	職権記載等通知書	外部	◎	◎	◎	20.5.5	0010016_職権記載等通知書(日本人住民)の考え方	職権記載等通知書(日本人住民)のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	
0010016	職権記載等通知書	外部	◎	◎	◎	20.5.5	0010016_職権記載等通知書(外国人住民)の考え方	職権記載等通知書(外国人住民)のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	
0010017	成年被後見人異動通知	外部	◎	◎	◎	20.5.6	0010017_成年被後見人異動通知のレイアウト	成年被後見人異動通知のレイアウトを示したシート。	
0010017	成年被後見人異動通知	外部	◎	◎	◎	20.5.6	0010017_成年被後見人異動通知の考え方	成年被後見人異動通知のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	
0010018	住居表示決定通知書	外部	◎	◎	◎	20.5.7	0010018_住居表示決定通知書のレイアウト	住居表示決定通知書のレイアウトを示したシート。	
0010018	住居表示決定通知書	外部	◎	◎	◎	20.5.7	0010018_住居表示決定通知書の考え方	住居表示決定通知書のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	

住民記録システム

機能・帳票要件(第3.0版)_帳票一覧

帳票ID	帳票名称	利用区分	実装区分			機能・帳票要件との対応	参照シート		備考
		内/外	指定都市	中核市	一般市区町村		シート名	シート概要	
0010019	区画整理等に伴う住所変更通知	外部	◎	◎	◎	20.5.8	0010019_区画整理等に伴う住所変更通知のレイアウト	区画整理等に伴う住所変更通知のレイアウトを示したシート。	
0010019	区画整理等に伴う住所変更通知	外部	◎	◎	◎	20.5.8	0010019_区画整理等に伴う住所変更通知の考え方	区画整理等に伴う住所変更通知のレイアウトについて、記載の例示及び補足説明を示したシート。	
0010020	届出期間経過通知書	外部	○	○	○	4.1.0.2	—	—	本仕様書においては、標準オプション機能の帳票レイアウトは規定しない。
0010021	支援措置期間開始通知	外部	○	○	○	3.4	—	—	本仕様書においては、標準オプション機能の帳票レイアウトは規定しない。
0010022	支援措置期間延長通知	外部	○	○	○	3.4	—	—	本仕様書においては、標準オプション機能の帳票レイアウトは規定しない。
0010023	支援措置の申出書転送に係る鑑文	外部	○	○	○	3.4	—	—	本仕様書においては、標準オプション機能の帳票レイアウトは規定しない。
0010024	特別永住者証明書有効期間更新案内	外部	○	○	○	8.2.1	—	—	本仕様書においては、標準オプション機能の帳票レイアウトは規定しない。
0010025	特別永住者証明書有効期間更新申請書	外部	○	○	○	8.2.2	—	—	本仕様書においては、標準オプション機能の帳票レイアウトは規定しない。
0010026	特別永住者証明書再交付申請書	外部	○	○	○	8.2.2	—	—	本仕様書においては、標準オプション機能の帳票レイアウトは規定しない。
0010027	特別永住者証明書交付予定通知書	外部	○	○	○	8.2.2	—	—	本仕様書においては、標準オプション機能の帳票レイアウトは規定しない。
0010028	個人番号カード交付申請書	外部	○	○	○	7.1.1.3	—	—	本仕様書においては、標準オプション機能の帳票レイアウトは規定しない。
0010029	個人番号カード再交付申請書	外部	○	○	○	7.1.1.3	—	—	本仕様書においては、標準オプション機能の帳票レイアウトは規定しない。
0010030	本人通知期間満了通知	外部	○	○	○	8.1.1	—	—	本仕様書においては、標準オプション機能の帳票レイアウトは規定しない。
0010031	住民票の写し等交付通知書	外部	○	○	○	8.1.3	—	—	本仕様書においては、標準オプション機能の帳票レイアウトは規定しない。
参考	宛名部分に対応した封筒レイアウト	—	—	—	—	—	参考_封筒レイアウト	通知書等における宛名部分に対応した封筒レイアウトを示したシート。	

住民票

氏名		個人番号	
		住民票コード	
旧氏		生年月日	
世帯主		性別	
続柄		住民となった年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

住民票

氏名		個人番号	
		住民票コード	
通称		生年月日	
世帯主		性別	
続柄		外国人住民となつた年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
国籍・地域		在留資格	
転入前住所			
法第30条の45区分		在留期間等	
在留期間満了日		在留カード等の	
		の	

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。
 【理由】統一かつ正確な表記を行うため。また、ホストCPU時代と異なり、現在は都道府県や市区町村名を省略せずとも十分な桁数を持てるため。

・右上に「公用」の表示ができるようにする。

住民票 【公用】

氏名	住民 太郎	個人番号	1 2 3 4	5 6 7 8	9 0 1 2
		住民票コード	1 2 3 4	5 6 7 8	9 0 1
旧氏	住基	生年月日	昭和50年1月1日		
世帯主	住民 太郎	性別	男		
続柄	世帯主	住民となった年月日	平成23年4月1日		
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住所を定めた年月日	令和元年12月4日		
		届出日	平成23年4月1日		
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	筆頭者	住民 太郎		
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2				
***	*****	***	*****		
***	*****	***	*****		
【異動履歴】	令和元年12月6日届出（令和元年12月4日異動（転居）） 異動項目：住所 異動前：東京都港区芝公園5-25 異動後：東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号 留意事項： 異動項目：住所を定めた年月日 異動前：平成25年4月1日 異動後：令和元年12月4日 留意事項： 【以下余白】				

・個人番号・住民票コードについては4桁区切りにしてスペースを入れる。
 【理由】分科会での議論の結果、見やすさの観点から自治体のニーズが高いため。

日本人住民の例

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

統合記載欄

・認証文は、一部の世帯員のみが表示されている場合は、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」とし、世帯全員が表示されているときには「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」とする。
 【理由】「原本と相違ない」というのは原票をコピーしていったときの認証文なので、戸籍の認証文を参考に、「登録事項を証明した書面である」という記載にするという提案もあるが、支障を来すレベルではなく、直ちに事務処理要領を改正する必要はないため。今後必要に応じて検討する可能性は排除しない。

・項目名は法令の記載に合わせることを原則とするが、以下の項目については、()内の法令用語よりもわかりやすい項目名とする。
 ・転入前住所(従前の住所)
 ・性別(男女の別)
 ・生年月日(出生の年月日)

・転入届に基づく届出により記載した者についてはその届出の年月日、職権により記載した者についてはその記載の年月日をそれぞれ記載すること。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

ページ内にちょうど収まった場合は、「以下余白」を省略する。

20200502 ●●●区 本庁1 プリント001 011 1/1

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

肩書も指定都市・特別区含め常に都道府県から記載する。

令和●●●●年●●月●●日

●●●●長（職務代理者） 印
 この印は黒色です

・住民票の写し(世帯連記式でないものに限る。)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合は、ここに示したように、異動日ごと、異動項目ごとに構造化し、異動前後がわかるように記載する。
 ・異動履歴等の記載に当たっては、統合記載欄の左の列から記載することとする。

【理由】

・異動履歴の記載については、統合記載欄に記載する方式(A方式)、各項目に記載する方式(B方式)、異動のたびごとに改製する方式(C方式)の3案を示して構成員・準構成員に意見照会した結果、C方式は構成員・準構成員いずれからも評価が低く、B方式は、「紙原票時代の流れを汲んだ考えであり、デジタル手続の時代に合わない」、「プログラム制御が最も複雑になる」との意見が構成員からあり、評価が低かったため、構成員・準構成員いずれからも評価の高かったA方式を採用した。
 ・具体的な記載の方法については、準構成員から「異動履歴を文章で記録すると職員が自由に手入力でき、データ移行も標準化できないため、異動履歴を構造化してはどうか」との提案があり、一方で罫線を用いた表形式にすると、罫線を可変的に表示することが困難なペンドもあることから、このように表にはしない形で構造化することとした。

・日本人と外国人のいずれも同じ行数、項目数のレイアウトを用意し、必要に応じて項目名を差し替え、余る項目欄は項目名も項目内容もアスタリスクで非表示とする。

・証明項目だが、該当がない項目は、項目名を記載し、項目内容を【空欄】とする。

・本仕様書に規定するデータ構造で保管している除票について、その写し又は記載事項証明書を発行しようとする場合、発行対象者の住民票が削除された時点では法に追加されていない項目があった場合は、項目名(例:旧氏)を記載し、項目内容を「* * *」とする。

【理由】項目ごと差し替え、空欄となった行を詰める対応は、難易度が高く現実的でないという意見が準構成員から複数寄せられたため、行わない。
 ・余る項目や該当のない項目、除票において削除された時点で法に追加されていない項目について、項目名や項目内容をアスタリスクで埋めるか、バーで埋めるか、そのまま空欄とするかについては分科会で議論したが、証明項目だが該当が無い場合は、空欄にすることで該当がない証明ができることから、空欄とすることとし、バーについては、漢数字の「一」と紛れがあることから、アスタリスクで埋めることとする。

住民票

【公用】

氏名	住民 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
旧氏	【空欄】	生年月日	昭和50年1月1日
世帯主	住民 太郎	性別	男
続柄	世帯主	住民となった年月日	平成23年4月1日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
		届出日	平成23年4月1日
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	筆頭者	住民 太郎
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****

<p>【異動履歴】</p> <p>令和元年12月6日届出（令和元年12月4日異動（転居））</p> <p>異動項目：住所</p> <p>異動前：東京都港区芝公園5-25</p> <p>異動後：東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号</p> <p>留意事項：</p> <p>異動項目：住所を定めた年月日</p> <p>異動前：平成25年4月1日</p> <p>異動後：令和元年12月4日</p> <p>留意事項：</p> <p>平成●年●月●日届出（平成●年●月●日異動）</p> <p>異動項目：●●</p> <p>異動前：</p> <p>異動後：</p> <p>留意事項：</p> <p>異動項目：●●</p> <p>異動前：平成●年●月●日</p> <p>異動後：平成●年●月●日</p> <p>留意事項：</p>	<p>平成●年●月●日届出（平成●年●月●日異動）</p> <p>異動項目：●●</p> <p>異動前：</p> <p>異動後：</p> <p>留意事項：</p> <p>異動項目：●●</p> <p>異動前：平成●年●月●日</p> <p>異動後：平成●年●月●日</p> <p>留意事項：</p> <p>異動項目：●●</p> <p>異動前：平成●年●月●日</p> <p>異動後：平成●年●月●日</p> <p>留意事項：</p> <p>平成●年●月●日届出（平成●年●月●日異動）</p> <p>異動項目：●●</p> <p>異動前：</p> <p>異動後：</p> <p>留意事項：</p>
--	---

氏名 | 住民 太郎

<p>異動項目：●● 異動前：平成●年●月●日 異動後：平成●年●月●日 留意事項：</p> <p>平成●年●月●日届出（平成●年●月●日異動） 異動項目：●● 異動前： 異動後： 留意事項：</p> <p>異動項目：●● 異動前：平成●年●月●日 異動後：平成●年●月●日 留意事項：</p> <p>【以下余白】</p>	
---	--

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和●年●月●日

●●●長（職務代理者）
●● ●●



この印は黒色です

・外国人住民の場合。以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については住民票の写し(日本人住民)のレイアウトを参照。

住民票

【公用】

氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3
		住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2
通称	住民 花子	生年月日	1990年2月2日
世帯主	住民 太郎	性別	女
続柄	妻	外国人住民となった年月日	平成24年7月9日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
		届出日	平成24年7月9日
国籍・地域	マレーシア	在留資格	日本人の配偶者等
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
法第30条の	中長期在留者	在留期間等	5年
在留期間満了日	2022年1月11日	在留カード等の	CD87654321BA
【異動履歴】 令和元年12月6日届出(令和元年12月4日異動(転居)) 異動項目:住所 異動前:東京都港区芝公園5-25 異動後:東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号 留意事項: 異動項目:住所を定めた年月日 異動前:平成25年3月30日 異動後:令和元年12月4日 留意事項: 【通称の記載および削除に関する事項】 平成22年4月1日記載 通称:住民 花子 記載市町村名:東京都千代田区		平成21年4月1日記載、平成22年4月1日削除 通称:住基 花子 記載市町村名:大阪府大阪市 削除市町村名:東京都千代田区 【備考】 氏名のカタカナ表記 チャン ユウリン 【以下余白】 ・法第30条の46及び法第30条の47に基づく届出により記載した者についてはその届出の年月日、職権により記載した者についてはその記載の年月日をそれぞれ記載すること。	

外国人住民の

統合記載欄

20200502 ●●区 本庁1 プリンタ001 011 1/1

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和●年●月●日

●●●長(職務代理者)

●●●

印

この印は黒色です

・漢字名のある外国人住民の場合は、漢字氏名をローマ字氏名の後に併記する。氏名、通称氏名、旧氏の後には()でフリガナを付すことができる。氏名欄は全角48文字より多い桁数を用意し、英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて半角96文字以上とする。
【理由】人口100万人以上の政令市でも、全角48文字、半角96文字の桁数で、桁あふれを年間10件程度に抑えられるとのことだったため、これにフリガナを追記できることを考慮し、それより多い桁数を用意する。外国人住民は氏名が長くなる場合が多く、準構成員からも英数字を半角とする対応はさほど問題ないという回答が多かったため、全角で桁あふれが生じる場合は英数字を半角とする。なお、ここで決める文字数はあくまでも様式に印字する文字数であり、データ上は出入国在留管理庁通知のデータレイアウトに合わせ、全角104文字まで持てることとする。

住民票記載事項証明書

氏名		個人番号	
		住民票コード	
旧氏		生年月日	
世帯主		性別	
続柄		住民となった 年月日	
住所		住所を定めた 年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

住民票記載事項証明書

氏名		個人番号	
		住民票コード	
通称		生年月日	
世帯主		性別	
続柄		外国人住民となった年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
国籍・地域		在留資格	
転入前住所			
法第30条の45区分		在留期間等	
在留期間満了日		在留カード等の番号	

上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

住民票記載事項証明書

住所	
世帯主	

1	氏名		個人番号	
			住民票コード	
	旧氏		住民となった年月日	
	生年月日	性別	続柄	住所を定めた年月日
	本籍		届出日	
			筆頭者	
	転入前住所			
	***		***	
	***		***	
2	氏名		個人番号	
			住民票コード	
	旧氏		住民となった年月日	
	生年月日	性別	続柄	住所を定めた年月日
	本籍		届出日	
			筆頭者	
	転入前住所			
	***		***	
	***		***	
3	氏名		個人番号	
			住民票コード	
	旧氏		住民となった年月日	
	生年月日	性別	続柄	住所を定めた年月日
	本籍		届出日	
			筆頭者	
	転入前住所			
	***		***	
	***		***	
4	氏名		個人番号	
			住民票コード	
	旧氏		住民となった年月日	
	生年月日	性別	続柄	住所を定めた年月日
	本籍		届出日	
			筆頭者	
	転入前住所			
	***		***	
	***		***	

上記の事項は、世帯全員の住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

住民票除票記載事項証明書

氏名		個人番号	
		住民票コード	
旧氏		生年月日	
世帯主		性別	
続柄		住民となった 年月日	
住所		住所を定めた 年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住 所			
***		***	
***		***	

上記の事項は、住民票の除票に記載された事項と相違ないことを証明する。

この証明書は、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行したものである。

令和 年 月 日

住民票

住所	
世帯主	

1	氏名		個人番号	
			住民票コード	
	旧氏		住民となった年月日	
	生年月日		性別	
			続柄	
			住所を定めた年月日	
	本籍		届出日	
		筆頭者		
転入前住所				
***		***		
***		***		
2	氏名		個人番号	
			住民票コード	
	旧氏		住民となった年月日	
	生年月日		性別	
			続柄	
			住所を定めた年月日	
	本籍		届出日	
		筆頭者		
転入前住所				
***		***		
***		***		
3	氏名		個人番号	
			住民票コード	
	旧氏		住民となった年月日	
	生年月日		性別	
			続柄	
			住所を定めた年月日	
	本籍		届出日	
		筆頭者		
転入前住所				
***		***		
***		***		
4	氏名		個人番号	
			住民票コード	
	旧氏		住民となった年月日	
	生年月日		性別	
			続柄	
			住所を定めた年月日	
	本籍		届出日	
		筆頭者		
転入前住所				
***		***		
***		***		

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

・以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については20.1.1を参照。

住民票

【公用】

住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号
世帯主	住民 太郎

1	氏名	住民 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2				
	旧氏	住基	住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1				
	生年月日	昭和50年1月1日	性別	男	続柄	世帯主	住民となった年月日	昭和50年1月1日
	本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	住所を定めた年月日	令和元年12月4日				
	転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2	届出日	昭和50年1月1日				
	***	*****	***	*****				
	***	*****	***	*****				

2	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3				
	通称	住民 花子	住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2				
	生年月日	1990年2月2日	性別	女	続柄	妻	外国人住民となった年月日	平成24年7月9日
	国籍・地域	マレーシア	住所を定めた年月日	令和元年12月4日				
	転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2	届出日	昭和50年1月1日				
	法第30条の45区分	中長期在留者	在留資格	日本人の配偶者等				
	在留期間満了日	2022年1月1日	在留期間等	5年	在留カード等の番号	CD87654321BA		

3	氏名	住民 一郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4				
	旧氏	【空欄】	住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 3				
	生年月日	平成24年1月1日	性別	男	続柄	子	住民となった年月日	平成24年1月1日
	本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	住所を定めた年月日	令和元年12月4日				
	転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2	届出日	平成24年1月1日				
	***	*****	***	*****				
	***	*****	***	*****				

異動前住所：東京都港区芝公園5-25（令和元年12月4日転居）

4	氏名	【以下余白】	個人番号					
	旧氏		住民票コード					
	生年月日		性別		続柄		住民となった年月日	
	本籍		住所を定めた年月日					
	転入前住所		届出日					
	***	*****	***	*****				
	***	*****	***	*****				

・3名以下の場合「以下余白」と氏名欄に入力する。
【理由】記載人数によって枠の数を変更しない方がシステムの簡便なため。
また、空欄にするよりも記載漏れでないことが明確であるため。

20200502 ●●区本庁1 プリント001 011 1/1

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和●年●月●日

●●●長（職務代理者）



この印は黒色です

・基本は個人単位の住民票の写しと同じレイアウトだが、住所及び世帯主については、共通項目として上部に配置。そのため、個人単位の項目については、20.1.1で示したレイアウトから配置が一部ずれている。

・世帯連記式の場合も、直近の異動前住所のみは統合記載欄に印字して確認できるようにする。このスペースに表示するのは転居（直近のものに限る。）による住所の異動の異動前のデータと転居（直近のものに限る。）による住所の異動の異動日のみだが、欄や欄名は設けず、空白のスペースにこのように印字する。
【理由】転居前住所は住民票記載事項でないため欄を設けるべきではないが、世帯連記式様式であっても、転居前住所がわかる直近の異動前住所の履歴は住民からのニーズが高いため。なお、一人一葉形式の様式では履歴は別の形に構造化するが、世帯連記式では一葉に4人分表示できることも重要という意見が多かったため、記載のようにシンプルな履歴表示とする。

・認証文は、一部の世帯員のみが表示されている場合は、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」とし、世帯全員分が表示されているときは「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」とする。
【理由】「原本と相違ない」というのは原票をコピーしていたときの認証文なので、戸籍の認証文を参考に、「登録事項を証明した書面である」という記載にするという提案もあるが、支障を来すレベルではなく、直ちに事務処理要領を改正する必要はないため。今後必要に応じて検討する可能性は排除しない。

・住民票の写しと除票の写しとを世帯連記式で1枚として出力することはできない。

【理由】個人票管理においては、除票になった瞬間、世帯からは抜けることとなり、制度上このような証明は想定されていないため。

住民票（除票）

氏名		個人番号	
		住民票コード	
旧氏		生年月日	
世帯主		性別	
続柄		住民となった年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

・以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については20.1.1を参照。

住民票（除票）

【公用】

氏名	住民 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
旧氏	【空欄】	生年月日	昭和50年1月1日
世帯主	住民 太郎	性別	男
続柄	世帯主	住民となった年月日	平成23年4月1日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
		届出日	平成23年4月1日
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	筆頭者	住民 太郎
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****
【除票記載事項】	異動項目：住所を定めた年月日 異動前：平成25年6月1日 異動後：令和元年12月4日 留意事項： 令和2年3月31日届出（令和2年4月1日異動（転出）） 【以下余白】		
【異動履歴】	令和元年12月6日届出（令和元年12月4日異動（転居）） 異動項目：住所 異動前：東京都港区芝公園5-25 異動後：東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号 留意事項：		

日本人住民の例

統合記載欄

20200502 ●●区本庁1 プリント001 011 1/1

この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。

この証明書は、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行したものである。

令和●年●月●日

●●●長（職務代理者）

●●●

印

この印は黒色です

※印字項目に誤りがある場合、二重線で訂正してください。

下記内容および添付資料において誤りがないことを確認しました。

異動事由

届出日	異動日

(あて先)

住基法第24条の2第3項の規定に基づく通知が された場合の転入届/転居予約を利用した転居届

届出人署名 _____

新しい住所		新しい世帯主		届出人区分	<input type="checkbox"/> 世帯主	<input type="checkbox"/> 世帯員	<input type="checkbox"/> 代理人(関係)
				連絡先			
今までの住所				代理人の住所【新住所で同じ世帯の場合は不要】			

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別	続柄	個人 番号 カード	国保	後期高齢	介護保険	児童手当
		住民票コード	国民 年金			基礎年金番号			
7 月 が す	1								
7 月 が す	2								
7 月 が す	3								
7 月 が す	4								
7 月 が す	5								

(あて先) 住基法第24条の2第3項の規定に基づく通知が
された場合の転入届/転居予約を利用した転居届

異動事由

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別	続柄	個人 番号 カード	国保	後期高齢	介護保険	児童手当
		住民票コード				国民 年金	基礎年金番号		
フリ ガネ 6									
フリ ガネ 7									
フリ ガネ 8									
フリ ガネ 9									
フリ ガネ #									

届出日	異動日	(あて先)

新しい住所	
今までの住所	

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別
1			
2			
3			
4			
5			

(あて先)

No.	異動する (した) 人の氏名	生年月日	性別
7月 が 6			
7月 が 7			
7月 が 8			
7月 が 9			
7月 が #			

※印字項目に誤りがある場合、二重線で訂正してください。

届出日	異動日
令和3年6月18日	令和3年6月18日

(あて先)
東京都千代田区
長

住基法第24条の2第3項の規定に基づく通知が
された場合の転入届/転居予約を利用した転居届

下記内容および添付資料において誤りがないことを確認しました。

届出人署名 **田中一郎**

異動事由
転入

新しい住所	東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	新しい世帯主	田中 太郎	届出人区分	<input type="checkbox"/> 世帯主 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯員 <input type="checkbox"/> 代理人(関係)
今までの住所	東京都新宿区若松町19-1	代理人の住所【新住所で同じ世帯の場合は不要】		連絡先	012-345-6789

当該箇所への署名で届出人の確認証跡とする。

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別	続柄	個人 番号 カード	国保	後期高齢	介護保険	児童手当
		住民票コード	国民 年金			基礎年金番号			
1	タナカ タロウ 田中 太郎	昭和20年7月15日 0 1 2 3 4 5 6 7 8	男	世帯主	無	*	有	有	*
2	タナカ ハルコ 田中 春子	昭和25年4月30日 1 1 2 3 4 5 6 7 8	女	妻	有	有 任	*	有	*
3	タナカ イチロウ 田中 一郎	昭和50年6月1日 2 1 2 3 4 5 6 7 8	男	子	有	*	*	*	有
4	タナカ ヘレン ルイーズ TANAKA HELEN LOISE	1978年12月22日 3 1 2 3 4 5 6 7 8	女	子の妻	無	*	*	*	*
5	タナカ カズオ 田中 一夫	昭和52年10月19日 4 1 2 3 4 5 6 7 8	男	子	有	有 1号	*	有	*

様式として標準化する部分は1枚目のみとし、1枚目の余白に自治体ごとに自由記載欄を設定できることとする。

(あて先)
東京都千代田区
長

住基法第24条の2第3項の規定に基づく通知が
された場合の転入届/転居予約を利用した転居届

異動事由
転入

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別	続柄	個人 番号 カード	国保	後期高齢	介護保険	児童手当
		住民票コード				国民 年金	基礎年金番号		
7 フリガナ	タナカ タイチ	平成12年5月10日	男	子の子	有	*	*	*	*
6 フリガナ	田中 太一	5 1 2 3 4 5 6 7 8				1号	3333 3333 33		
7 フリガナ	タナカ ナツミ	平成21年2月28日	女	子の子	無	*	*	*	*
7 フリガナ	田中 夏美	6 1 2 3 4 5 6 7 8				*			
フリガナ									
8 フリガナ									
フリガナ									
9 フリガナ									
フリガナ									
#									

6人以上世帯員がいる場合は2枚目以降に改ページとする。

後続業務連携用の様式においては、用途も自治体ごとに設定
 できることとする。

余白を残し、当該欄において用紙上で自治体ごとに自由に項目を設定できることとする。

※利用想定：国保・介護などの資格異動届において、1枚目の届け出だけでは足りない事項を届出させる場合等

(あて先)
 東京都千代田区
 長

届出日	異動日
令和3年6月18日	令和3年6月18日

新しい住所	東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
今までの住所	東京都新宿区若松町19-1

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別
1	タナカ タロウ 田中 太郎	昭和20年7月15日	男
2	タナカ ハルコ 田中 春子	昭和25年4月30日	女
3	タナカ イチロウ 田中 一郎	昭和50年6月1日	男
4	タナカ ヘレン ルイーズ TANAKA HELEN LOISE	1978年12月22日	女
5	タナカ カズオ 田中 一夫	昭和52年10月19日	男

(あて先)
東京都千代田区
長

異動事由

転入

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別
6	タナカ タイチ 田中 太一	平成12年5月10日	男
7	タナカ ナツミ 田中 夏美	平成21年2月28日	女
8			
9			
#			

転入届本体を改ページさせた場合、後続業務連携用の様式においても同様に改ページをおこなう。

転出証明書

届出日		転出予定年月日	
転出先住所			
転出前住所			
転出前の世帯主			

1	氏名		個人番号			
			住民票コード			
			生年月日			
	旧氏		性別		続柄	
	本籍		筆頭者			
	***		***			
2	氏名		個人番号			
			住民票コード			
			生年月日			
	旧氏		性別		続柄	
	本籍		筆頭者			
	***		***			
3	氏名		個人番号			
			住民票コード			
			生年月日			
	旧氏		性別		続柄	
	本籍		筆頭者			
	***		***			
4	氏名		個人番号			
			住民票コード			
			生年月日			
	旧氏		性別		続柄	
	本籍		筆頭者			
	***		***			

該当	国民健康保険 資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者 医療保険
		基礎年金番号	種別			
1						
2						
3						
4						

届出日		転出予定年月日		
転出先住所				
転出前住所				
転出前の世帯主				
1	氏名		氏名	
3	氏名		氏名	
		2		
		4		

通称の記載及び削除に関する事項

氏名 :

住民票コード :

作成年月日 :

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

上記の者について、 から転出する旨の届出があったことを証明する。

令和 年 月 日

・以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については20.1.1を参照。

・特例による転出処理をおこなった場合は、左上に「特例による転出処理済」と印字できるようにする。
【理由】転出証明書情報について、CSへ自動送信された情報であることを明確にするため。

【再交付】
印字

転出証明書

【再交付】

届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日
転出先住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイイツ101号		
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
転出前の世帯主	住民 太郎		

1	氏名	住民 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
			住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
	旧氏	【空欄】	生年月日	昭和50年1月1日
	本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	性別	男 続柄 世帯主
	***	*****	筆頭者	住民 太郎
2	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
			住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2
	通称	住民 花子	生年月日	1990年2月2日
	国籍・地域	マレーシア	性別	女 続柄 妻
	法第30条の45区分	中長期在留者	在留資格	日本人の配偶者等
	在留期間満了日	2022年1月11日	在留期間等	5年
3	氏名	住民 一郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
			住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 3
	旧氏	【空欄】	生年月日	平成24年1月1日
	本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	性別	男 続柄 子
	***	*****	筆頭者	住民 太郎
4	氏名	【以下余白】	個人番号	
			住民票コード	
	旧氏		生年月日	
	本籍		性別	続柄
	***	*****	筆頭者	

・資格情報は世帯全員分をまとめて記載。
【理由】1葉になるべく多くの人数を記載するため。

該当	国民健康保険資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者医療保険
		基礎年金番号	種別			
1	普通世帯主	1234 5678 90	任意	資格なし	資格なし	資格なし
2	資格なし		不明	資格なし	資格なし	資格なし
3	資格なし		該当なし	資格あり	資格なし	資格なし
4						

・「国民健康保険資格」には、「資格なし」、「普通世帯主」、「擬制世帯主」又は「世帯員」を入力。

・「国民年金」の「種別」は、「該当なし」、「強制」、「任意」又は「不明」を入力。

・「児童手当」、「介護保険」及び「後期高齢者医療保険」は、「資格あり」又は「資格なし」を入力。

・再交付の場合は、右上に「再交付」と印字できるようにする。
【理由】転出証明書は、転出(予定)日を迎え住民票が削除されるまでは、紛失等により再交付することができ、その際、当初交付された転出証明書と区別するため。

・レイアウト作成上CSから出力される転出確認証明書を参考にしているが、性別や法第30条の45に規定する区分等については、位置を変更
【理由】3情報が離れないことや、論理的に情報が並ぶ順番を考慮しつつも、スペースを効率的に使うため。

・漢字名のある外国人の場合は、漢字氏名をローマ字氏名の後に併記する。氏名欄は全角48文字、英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて半角とし、半角96文字以上とする。
【理由】分科会において、人口100万人規模の都市でもこの桁数で、桁あふれを年間10件程度に抑えられるとの議論があったことから、このとおりとする。

20191203 ●●区本庁1 プリンタ001 011 1/3

届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日
転出先住所	東京都港区虎ノ門2-2-1	虎ノ門ハイツ101号	
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
転出前の世帯主	住民 太郎		

・折り目がQRコードと重なると読込ができなくなる可能性があることに注意すること。



氏名	住民 太郎	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮
1		2	
氏名	住民 一郎	氏名	
3			

・一人分ずつの情報を格納したQRコードを人数分印字する。
【理由】住民記録システムの機能としては、何らかの方法でCSV形式になったデータを取り込めることを標準機能とし、その方法は問わないが、「転出証明書へのQRコードの印字」については、QRコード化する主体(転出元市区町村)とそれを使う主体(転入先市区町村)が異なり、転出元市区町村でQRコードを印字しなければ転入先市区町村でも読み取れないことから、転出証明書にQRコードを印字することを標準とする。
今後、QRコードで読取り可能な情報の拡張性を考慮すると世帯員ごとに定義をした方が良いという準構成員からの意見を踏まえ、QRコードについては世帯員ごとに作成する。

通称の記載及び削除に関する事項

氏名 : ZHANG YULIN 張 玉蓮

住民票コード : 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2

作成年月日 : 令和元年 1 2 月 3 日

・転出証明書の通称の履歴は省略できないため、履歴がある場合は3枚目にこの様式で記載。(履歴がない場合はこの様式は不要。)

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1	平成21年4月1日	大阪府大阪市北区	平成22年4月1日	東京都千代田区	住基 花子
2	平成22年4月1日	東京都千代田区			住民 花子
3	【以下余白】				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

20191203 ●●区 本庁1 プリンタ001 011 3/3

上記の者について、当区から転出する旨の届出があったことを証明する。

令和●年●月●日

●●●長 (職務代理者)

●● ●●

印

この印は黒色です

転出証明書に準ずる証明書

届出日		転出年月日	
転出先住所			
転出前住所			
転出前の世帯主			

1	氏名	個人番号				
		住民票コード				
		生年月日				
	旧氏	性別	続柄			
	本籍	筆頭者				
	***	***				
	***	***				
2	氏名	個人番号				
		住民票コード				
		生年月日				
	旧氏	性別	続柄			
	本籍	筆頭者				
	***	***				
	***	***				
3	氏名	個人番号				
		住民票コード				
		生年月日				
	旧氏	性別	続柄			
	本籍	筆頭者				
	***	***				
	***	***				
4	氏名	個人番号				
		住民票コード				
		生年月日				
	旧氏	性別	続柄			
	本籍	筆頭者				
	***	***				
	***	***				

該当	国民健康保険 資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者 医療保険
		基礎年金番号	種別			
1						
2						
3						
4						

この証明書は、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行したものであ

届出日		転出年月日		
転出先住所				
転出前住所				
転出前の世帯主				
1	氏名		氏名	
3	氏名		氏名	
		2		
		4		

通称の記載及び削除に関する事項

氏名 :

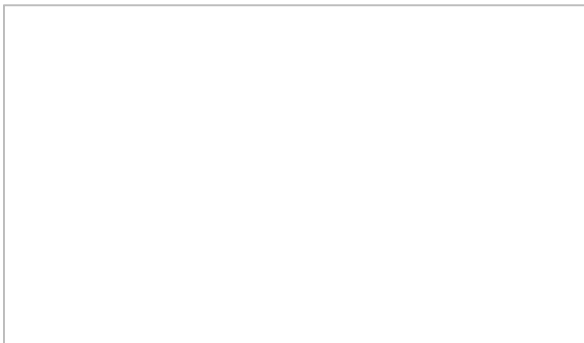
住民票コード :

作成年月日：令和 年 月 日

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

上記の者について、当区から転出する旨の届出があったことを証明する。

令和 年 月 日



住民票コード通知票

住民票コード		生年月日	
氏名			


あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知します。

令和 年 月 日

(お問い合わせ先)

105-0001
 東京都港区虎ノ門2-2-1
 虎ノ門ハイツ101号

 住民 太郎 様



下記の3様式のレイアウトを同一とする
 ・住民票コード通知票
 ・住民票コード変更通知票
 ・住民票コード修正通知票

・3様式で異なる部分

・郵送のための住所欄は、他様式も同様(他の様式と同じ封筒を使用する)とする。
 ・お問い合わせ先の欄(担当課名、住所、電話)は、出力する場所に応じて支所、出張所等を自動選択して出力する。
 ・なお、分科会における議論の結果、窓付き封筒の使用を想定して宛先は記載することとし、発行元は封筒に記載すれば良いことから削ることとした。

住民票コード通知票

・3様式で共通部分

住民票コード	1 2 3 4	5 6 7 8	9 0	生年月日	平成2年1月1日
氏名	住民 太郎				

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。
 ・外国人住民の場合は西暦で記載すること。

あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知し

・3様式で異なる部分

令和●年●月●日

●●●長(職務代理者)
 ●● ●●

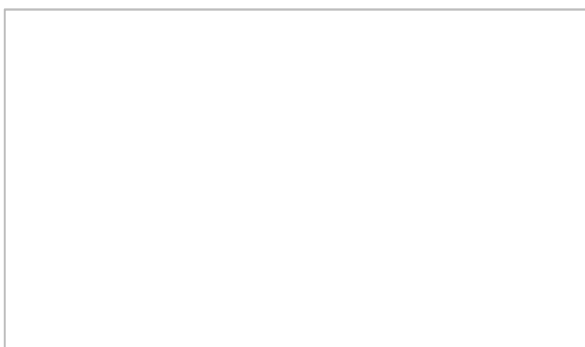


この印は黒色です

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

(お問い合わせ先)

< 担当課名 >
 < 住 所 >
 < 電 話 >



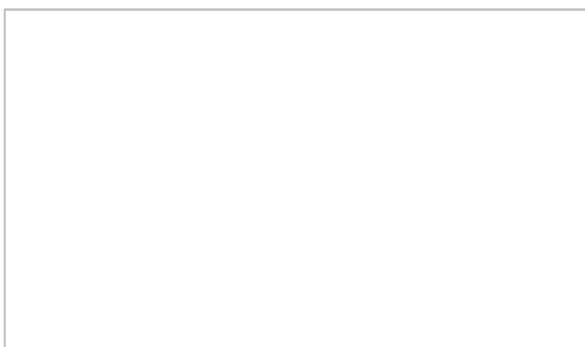
住民票コード変更通知票

住民票コード		生年月日	
氏名			

あなたの変更後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。

令和 年 月 日

(お問い合わせ先)



住民票コード修正通知票

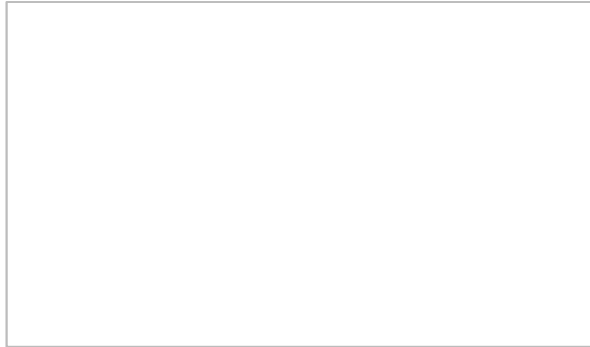
住民票コード		生年月日	
氏名			

あなたの修正後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。

令和 年 月 日

(お問い合わせ先)

令和 年 第 月 号 日



支援措置期間終了通知

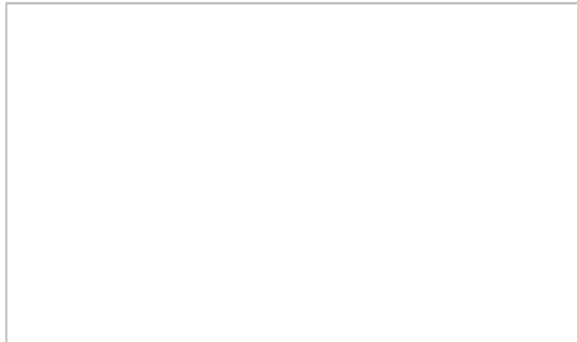
記

- 1 支援措置対象者
(併せて支援を求める者)
- 2 支援措置の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 その他

※支援措置の期間終了の1か月前から支援措置の延長の申出を受け付けます。
※延長の申出がない場合、支援措置の期間経過後に支援を終了します。
※既に手続済である場合、行き違いですので御容赦ください。

(お問い合わせ先)

令和 年 第 月 号 日



世帯主変更通知書

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項に基づき、職権により

下記のとおり変更いたしましたので通知します。

世帯主が異なる場合は、お手数ですが、令和 年 月 日までに御連絡又は最寄り
の窓口まで

記

元の世帯主	
新しい世帯主	
変更事由	
変更日	

この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日か

（お問い合わせ先）

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様



●●●長（職務代理者）

印

この印は黒色です

・職権による変更後の世帯主が実態と異なる場合は、本通知を受けた世帯主等から連絡を受け、さらに、世帯変更届を行わせることなどにより、実態に合わせて世帯主を変更する必要があります。

世帯主変更通知書

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項に基づき、職権により下記のとおり変更いたしましたので通知します。

世帯主が異なる場合は、お手数ですが、令和●年●月●日
の窓口にて

記

元の世帯主	住民 花子
新しい世帯主	住民 太郎
変更事由	元の世帯主の転出による
変更日	令和元年12月3日

・職権により世帯主の変更をした理由を選択入力又は手入力により簡潔に記載する。

この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成25年法律第123号）により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であれば、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から

（お問い合わせ先） 担当課名 >
< 住所 >
< 電話 >

令和 年 月 日

世帯主変更依頼通知書

現在、あなたの世帯は、世帯主変更の手続きが必要な状態です。
つきましては、令和 年 月 日までに世帯主変更の届出を行っていただきますようお願い

手続に際しては、窓口に来られた方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示をお願いしていますので、必ず御持参ください。
また、国民健康保険に加入されている方は、保険証の内容を訂正する必要がありますので、国民健康保険被保険者証を併せて御持参ください。

現在の住民票の世帯主	
世帯主変更が必要となる事由	

※この通知が到着する前に届出をされた場合は、行き違いですので御了承ください。

(お問い合わせ先)

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様



●●●長（職務代理者

印

この印は黒色です

世帯主変更依頼通知書

現在、あなたの世帯は、世帯主変更の手続きが必要な状態です。
つきましては、令和●年●月●日までに世帯主変更の届出を行っていただきますようお願い

手続に際しては、窓口に来られた方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証
等）の

提示をお願いしていますので、必ず御持参ください。

また、国民健康保険に加入されている方は、保険証の内容を訂正する必要がありますの
で、
国民健康保険被保険者証を併せて御持参ください。

現在の住民票の世帯主	住民 太郎
世帯主変更が必要となる事由	元の世帯主の転出による

※この通知が到着する前に届出をされた場合は、行き違いですので御了承ください。

・本通知を受け取った者が、世帯変更が必要となる理由がわかるように、当該理由を選択入力又は手入力で簡潔に記載する。

・本人確認書類等の届出の際の持参書類は、例示であり、要領や各市区町村のHPでの案内等を踏まえ、必要に応じて詳細な案内を同封するなど、適切に対応すること。

（お問い合わせ先）

< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

令和 年 第 月 号 日



住民異動届受理通知

以下の内容の住民異動届を受理しましたので通知します。

届出日 _____
届出名 _____
異動者氏名 _____

この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点からお送りしているもので

この通知に疑義のある方は、以下まで御連絡ください。

(お問い合わせ先)

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様



・宛先については4.1.0.3(住民異動届受理通知)を参照。

●●●長(職務代理者) 印

この印は黒色です

住民異動届受理通知

以下の内容の住民異動届を受理しましたので通知します。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

届出日 令和元年12月3日

届出名 転出届

異動者氏名 住民 一郎

【以下余白】

・事務処理要領に基づいて、この帳票では枠線を省き、直接記載する。

この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点から異動前の住所にお送りしています。

この通知に疑義のある方は、以下まで御連絡ください。

(お問い合わせ先)

< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様



●●●長 (職務代理者)

印

この印は黒色です

住民異動届受理通知

以下の内容の住民異動届を受理しましたので通知します。

届出日	令和元年12月3日
届出名	転出届
異動者氏名	住民 一郎
	住民 二郎
	住民 三郎
	住民 四郎
	住民 五郎
	住民 六郎
	住民 七郎
	住民 八郎

異動者氏名
(続き)

住民 九郎

住民 十郎

住民 花子

住民 春子

住民 夏子

住民 秋子

住民 冬子

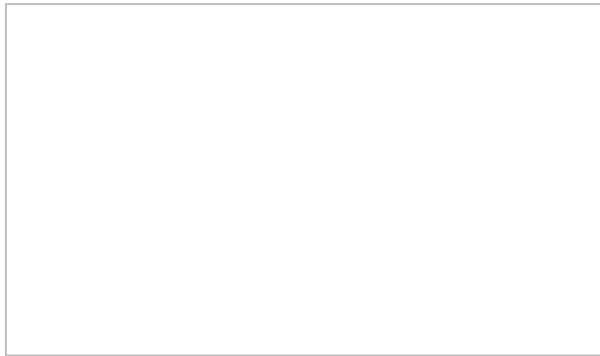
この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏ま

— え、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点から異動前の住所にお送りしてい

この通知に疑義のある方は、以下まで御連絡ください。

(お問い合わせ先)

< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >



職権記載等通知書

記

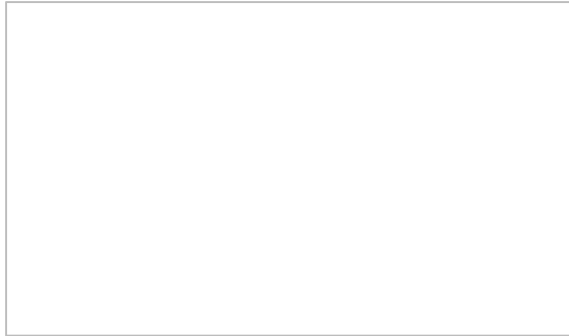
(住民票の記載事項、削除した住民票の記載事項、修正後の住民票の記載事項)

氏名		生年月日	
		性別	
旧氏		世帯主	
続柄		住民となった 年月日	
住所		住所を定めた 年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住 所			
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****
記載理由			

この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起す

(お問い合わせ先)



職権記載等通知書

記

(住民票の記載事項、消した住民票の記載事項、修正後の住民票の記載事項)

氏名		生年月日	
		性別	
通称		世帯主	
続柄		外国人住民となつた年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
国籍・地域		在留資格	
転入前住所			
法第30条の45区分		在留期間等	
在留期間満了日		在留カード等の番号	
記載理由			

この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があつたことを知つた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起す

（お問い合わせ先）

第●●号
令和●年●月●日

105-0001
東京都港区虎ノ門2
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様

ここに職権記載等の事由
等を記載すること。その他
の記載例は右のとおり。

(記載例1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第34条第2項の規定に基づく調査の結果、あなたは下記の住所に不現住である事実を確認しましたので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、令和○年○月○日にあなたの住民票を消除しました旨、同令第12条第4項の規定により通知します。

(記載例2) 令和○年○月○日にあなたの世帯主が変更したことにより、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、令和○年○月○日にあなたの住民票の記載を修正し、あなたの続柄は下記のとおりとなりました旨、同令第12条第4項の規定により通知します。



●●●●長(職務代理人)

印

この印は黒色です

職権記載等通知書

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第34条第2項の規定に基づく調査の結果、あなたは下記の住所に居住している事実を確認しましたので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、令和●年●月●日に

記

(住民票の記載事項)

氏名	住民 太郎	生年月日	昭和50年1月1日
		性別	男
旧氏	【空欄】	世帯主	住民 太郎
続柄	世帯主	住民となった年月日	平成23年4月1日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
		届出日	平成23年4月1日
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	筆頭者	住民 太郎
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****
記載理由			

改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

転入届に基づく届出により記載した者についてはその届出の年月日、職権により記載した者についてはその記載の年月日をそれぞれ記載すること。

本通知を受け取った者が、職権記載が必要となる理由がわかるように、当該理由及び変更内容を任意で記載できるようにすること。

この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(お問い合せ先)

(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起す

< 担当課名 >

< 住所 >

< 電話 >

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 花子 様



・外国人住民の場合。以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については職権記載等通知書(日本人住民)のレイアウトを参照。

●●●長(職務代理者) 印

この印は黒色です

職権記載等通知書

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第34条第2項の規定に基づく調査の結果、あなたは下記の住所に居住している事実を確認しましたので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、令和●年●月●日にきた

・法第30条の46及び法第30条の47に基づく届出により記載した者についてはその届出の年月日、職権により記載した者についてはその記載の年月日をそれぞれ記載すること。

記

(住民票の記載事項)

氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮	生年月日	1990年2月2日
		性別	女
通称	住民 花子	世帯主	住民 太郎
続柄	妻	外国人住民となった年月日	平成24年7月9日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
		届出日	平成24年7月9日
国籍・地域	マレーシア	在留資格	日本人の配偶者等
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
法第30条の45区分	中長期在留者	在留期間等	5年
在留期間満了日	2022年1月11日	在留カード等の番号	CD87654321BA
記載理由			

この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(お問い合わせ先)(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起す

< 担当課名 >
< 住所 >
< 電話 >



令和 年 第 月 号 日

様

成年被後見人異動通知

標記の件につきまして、下記のとおりへ転出する旨の届出がありましたので、平成12年2月23日付け自治振第16号「印鑑の登録及び証明に関する事務に係る成年被後見人の取り扱いについて」に基づき通知いたします。

記

氏名			
生年月日		性別	
本籍			
筆頭者			
転出先住所			
転出前住所			
届出日		転出年月日	

(お問い合わせ先)

100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

●●●役所 住民基本台帳事務所管宛

・役所の所在地等は、市町村に関する情報が記載されている便覧等から入手し、記入。

第●●●号
令和●●年●●月●●日

●●●長様

●●●長（職務代理者）

印

この印は黒色です

成年被後見人異動通知

標記の件につきまして、下記のとおり貴区へ転出する旨の届出がありましたので、平成12年2月23日付け自治振第16号「印鑑の登録及び証明に関する事務に係る成年被後見人の取り扱いについて」に基づき通知いたします。

記

氏名	住民 太郎		
生年月日	平成2年1月1日	性別	男
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地		
筆頭者	住民 太郎		
転出先住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号		
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
届出日	令和元年12月3日	転出年月日	令和元年12月4日

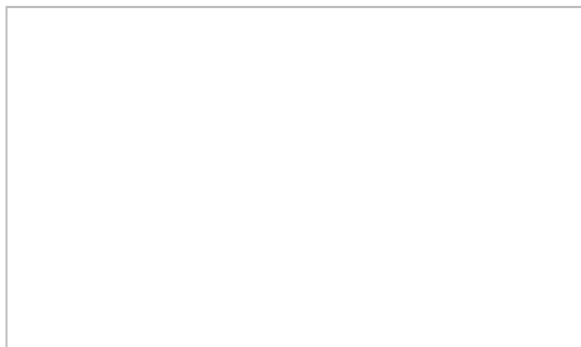
・除票に記載されている内容と同一の内容を記入。

・除票の住所（転出前の住所）を記入。

（お問い合わせ先）

< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

令和 年 月 日
第 号



住居表示決定通知書

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居について、住居表示を実施し、下記のとおり街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。


記

氏名、名称又は施設の名称		
住所、居所 又は施設の 場所の表示	実施前	
	実施後	
実施年月日		

（お問い合わせ先）

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様



●●●長（職務代理者）印
この印は黒色です

住居表示決定通知書

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居について、住居表示を実施し、下記のとおり街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

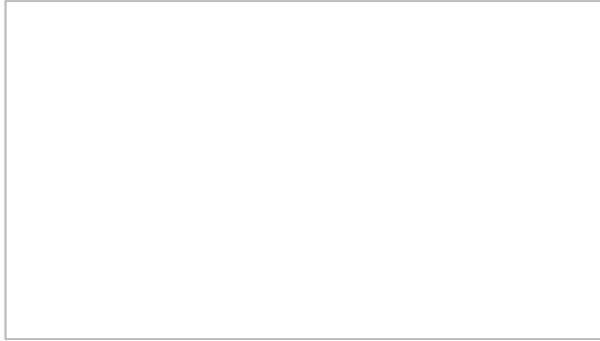
氏名、名称又は施設の名称	住民 太郎	
住所、居所 又は施設の 場所の表示	実施前	東京都千代田区霞が関1-2 霞が関ハイツ101号
	実施後	東京都千代田区霞が関2-1-2 霞が関ハイツ101号
実施年月日	令和元年12月3日	

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

（お問い合わせ先）

< 担当課名 >
< 住所 >
< 電話 >

令和 年 第 月 号 日



区画整理等に伴う住所変更通知

この度、 に伴い、下記のとおり町名又は地番が変更されますので、お知らせいたします。

記

氏名、名称又は施設の名称		
住所、居所 又は施設の 場所の表示	実施前	
	実施後	
実施年月日		

(お問い合わせ先)

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様



●●●長（職務代理者）

印

この印は黒色です

区画整理等に伴う住所変更通知

・各市区町村における事業等を記載すること。

この度、●●に伴い、下記のとおり町名又は地番が変更されますので、お知らせいたします。

・変更内容を簡潔に記載する。

記

氏名、名称又は施設の名称		住民 太郎
住所、居所 又は施設の 場所の表示	実施前	東京都千代田区霞が関1-2-3 霞が関ハイツ101号
	実施後	東京都千代田区霞が関2-1-2 霞が関ハイツ101号
実施年月日		令和元年12月3日

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

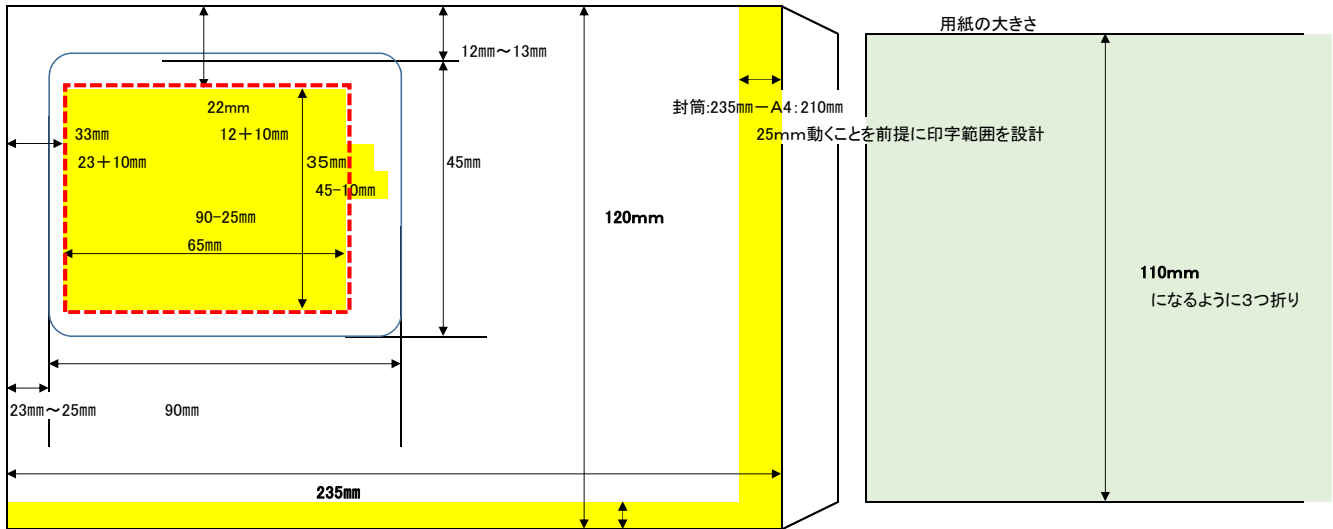
（お問い合わせ先）

< 担当課名 >
< 住所 >
< 電話 >

封筒レイアウト

長型3号(120×235)定型
A4横三つ折り

■内容物のズレを意識して設計



10mm動くことを前提に印字範囲を設計

封筒:120mm—110mm折

【窓あき封筒】

- ・封筒として長6封筒を推奨、長3封筒も利用可能
- ・窓あき封筒対応(45mm×90mm)用紙左から23～25mm、上から12～13mm
- ・内容物のズレを意識して設計

【三つ折り線】

様式等に三つ折り線を記す場合は、以下を基準とする。

- ・左位置:10mm
- ・長6封筒の場合、上位置:99mm、198mmを基準とする
- ・長3封筒の場合、上位置:110mm、220mmを基準とする

※いずれの場合も三つ折り線の位置は基準を参考とすればよく厳密な位置の一致は求めない

